

[省令第8条の17の3(特別管理産業廃棄物50トン以上排出事業者用)]

様式第2号の14(第8条の17の3関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月23日

(宛先) 長野市長 萩原健司 殿

提出者

住所 長野市若穂川田1457-1

氏名 新光電気工業株式会社 若穂工場

若穂工場長 安原 貴昭

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 (026) 282-4441

廃棄物の処理及び清掃に関する 法律第12条の2 第11項の規定に基づき、 令和6 年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	新光電気工業株式会社 若穂工場
事業場の所在地	長野市若穂川田1457-1
事業の種類	中分類(28)電子部品・デバイス・電子回路製造業 小分類(289)その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月～令和7年3月

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	330,364.90t	全処理委託量	823.90t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	2,778.00t	優良認定処理業者への処理委託量	
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量		再生利用業者への処理委託量	
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	326,763.00t	認定熱回収業者への処理委託量	
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

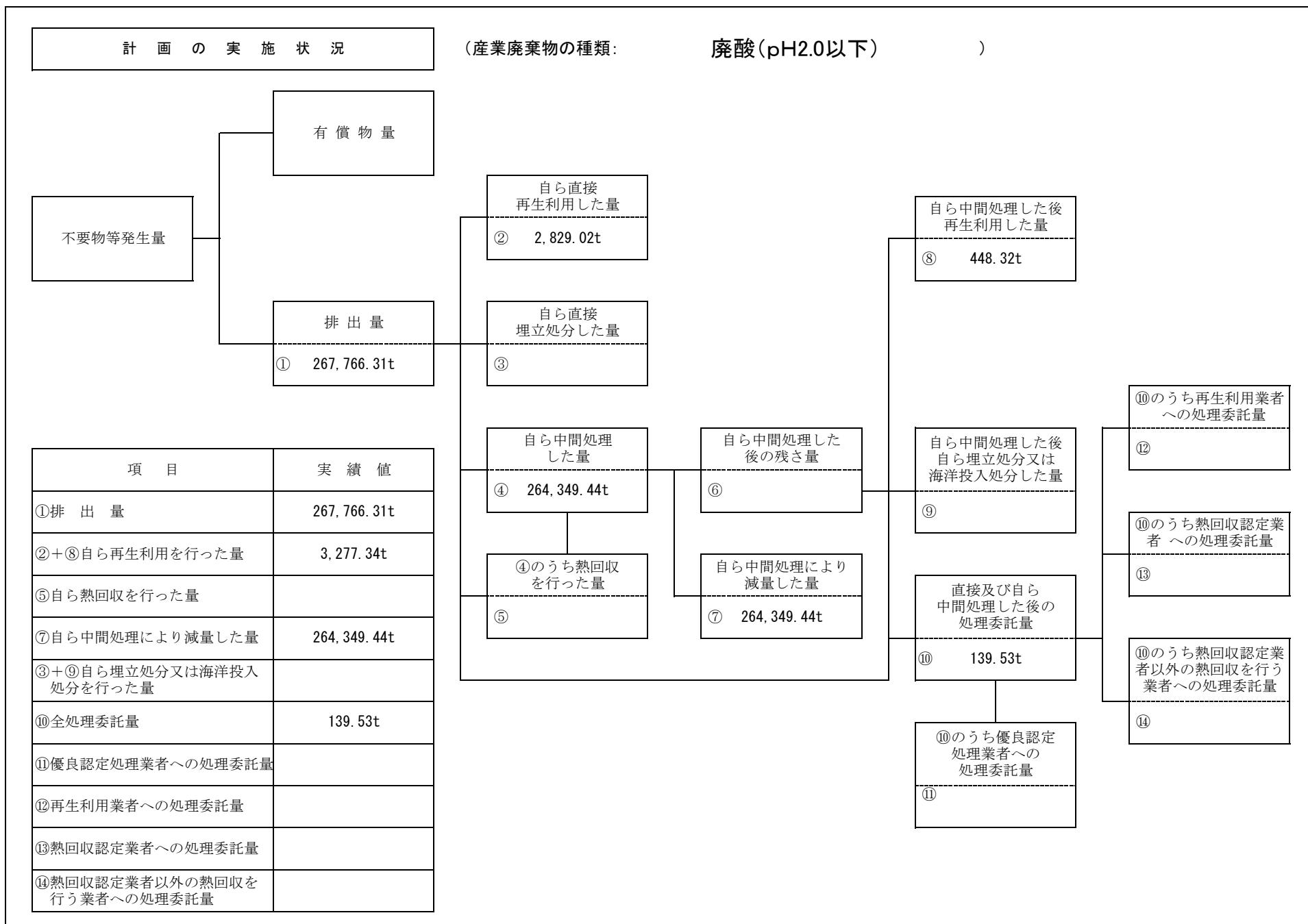
電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度	447,254.08t
	前年度	330,336.28t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組) ・紙ベースのマニフェストを電子化へ推進		
※事務処理欄		

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況（特別管理産業廃棄物の実績の量）

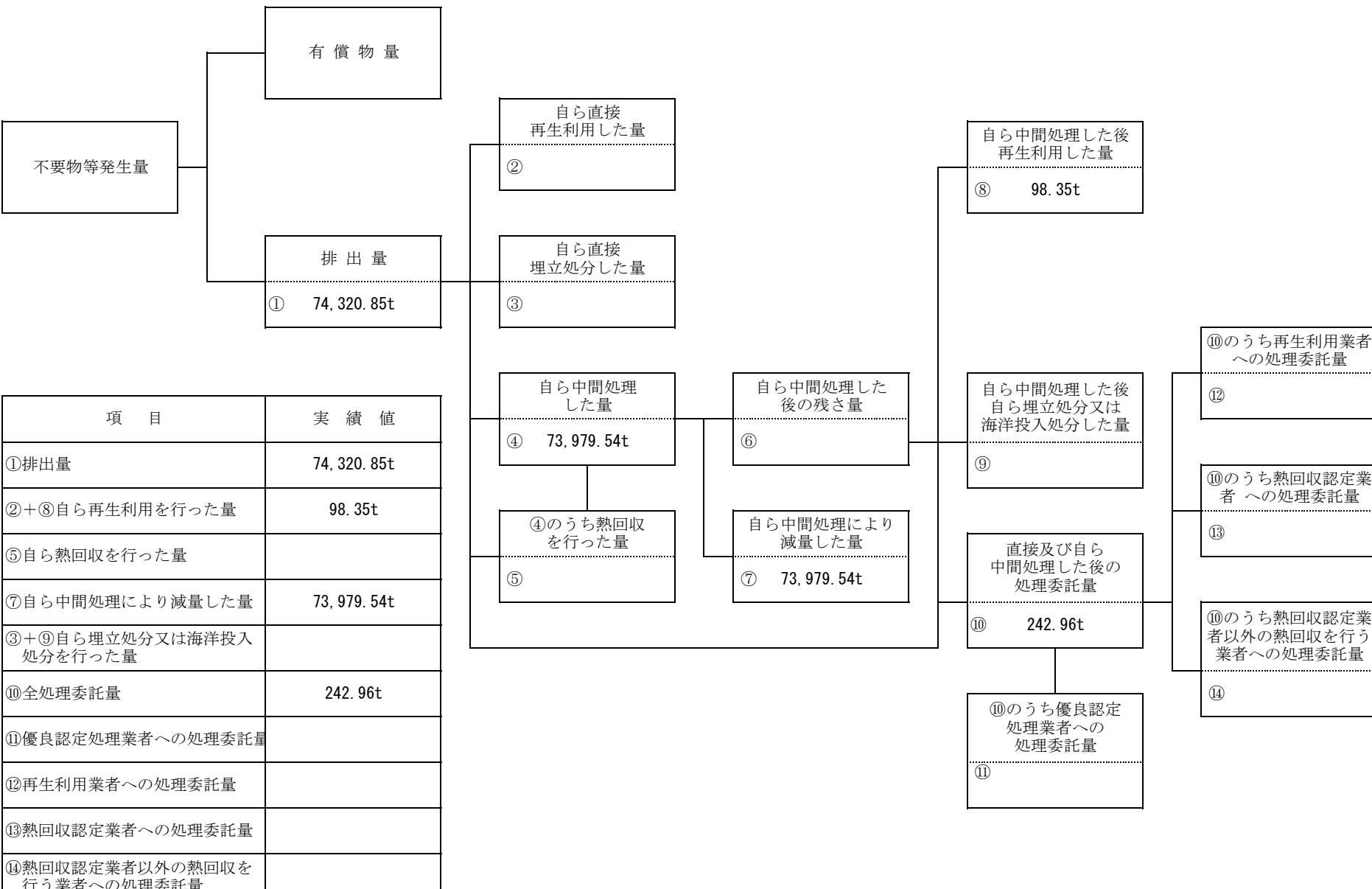
	目標値	特別管理産業廃棄物の種類（実績値）								合計
		廃酸(pH2.0以下)	廃アルカリ(pH12.5以上)	廃油(引火性のもの)	廃石綿等					
排出量	① 330,364.90t	267,766.31t	74,320.85t	1.50t						342,088.66t
自ら直接再生利用した量	② 2,778.00t	2,829.02t								2,829.02t
自ら直接埋立処分した量	③									
自ら中間処理した量	④ 326,763.00t	264,349.44t	73,979.54t							338,328.98t
④のうち熱回収を行った量	⑤									
自ら中間処理したのちの残さ量	⑥									
自ら中間処理により減量した量	⑦ 326,763.00t	264,349.44t	73,979.54t							338,328.98t
自ら中間処理したのち再生利用した量	⑧ 448.32t	98.35t								546.67t
②+⑧自ら再生利用を行った量	2,778.00t	3277.34	98.35t							3,375.69t
自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	⑨									
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量										
直接及び自ら中間処理したのちの処理委託量	⑩ 823.90t	139.53t	242.96t	1.50t						383.99t
⑪のうち優良認定処理業者への処理委託量	⑪									
⑫のうち再生利用業者への処理委託量	⑫									
⑬のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑬									
⑭のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	⑭									

* 記入に当たっては、「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」第3面備考の4を参照してください。



計 画 の 実 施 状 況

(産業廃棄物の種類: 廃アルカリ(pH12.5以上))

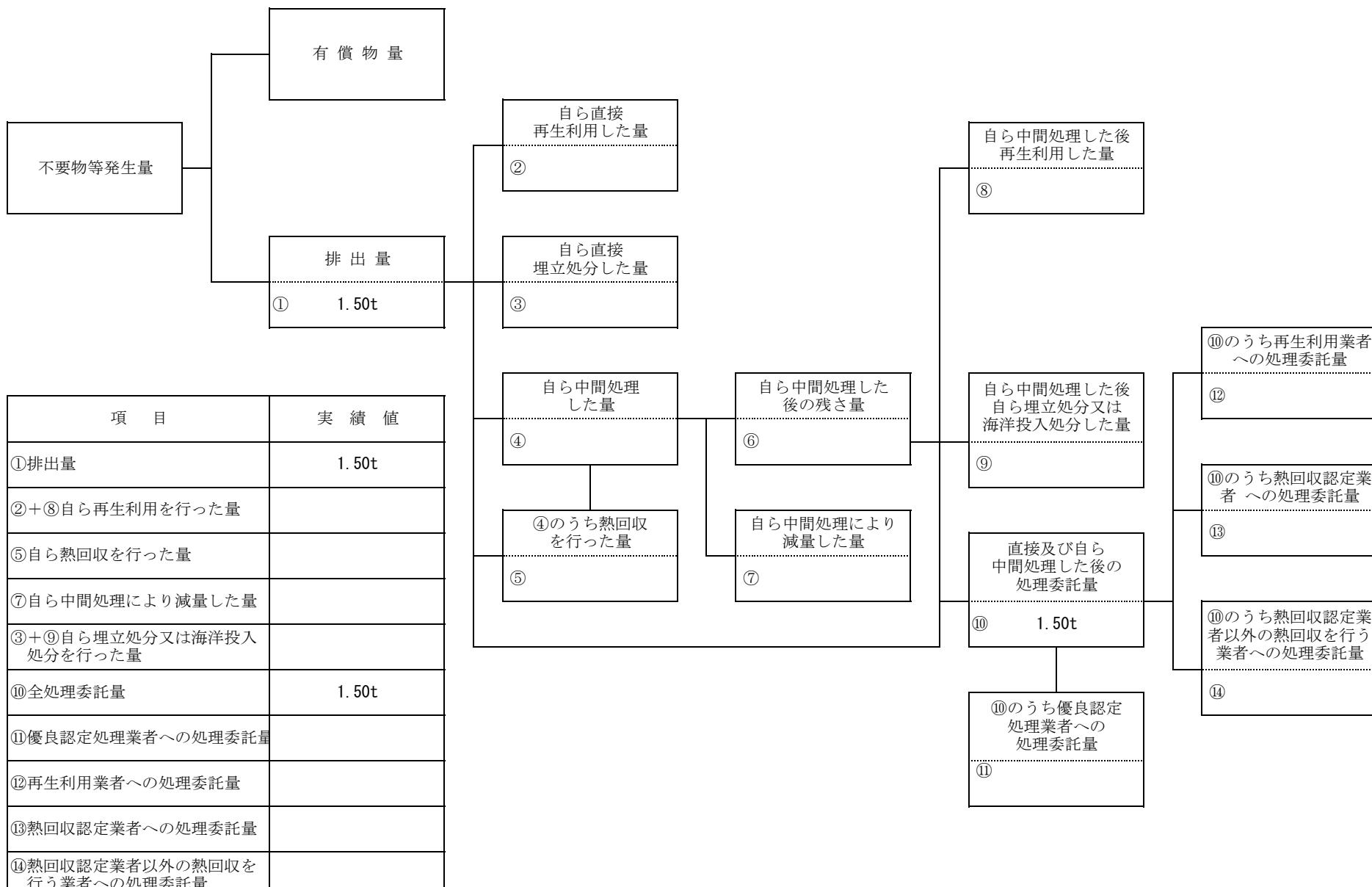


計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:

廃油(引火性のもの)

)



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が10以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあっては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。